

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（15）

2. 日時：令和5年10月19日（木）13時15分～15時08分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、
澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部

高減容処理技術課 課長 他1名

放射性廃棄物管理第1課 マネージャー 他1名

放射性廃棄物管理第2課 マネージャー 他2名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 マネージャー 他3名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター 環境保全部 次長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1：設工認その9に係るヒアリングコメント回答一式（処理場-232-1～-5）

資料2：放射性廃棄物処理場に係る設工認申請（その9）（処理場-232-6）

資料3：放射性廃棄物の廃棄施設ヒアリングに対するコメント及び回答一覧

参考資料：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（14）

<https://www.da.nra.go.jp/view/NR100102336>

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、では今から、喧嘩件数微増のヒアリングを行います。
0:00:07	内容としては、前回の続きということに関して、
0:00:13	一番ファンド番号で言いますと、これ。
0:00:16	一番よろしかったですでしょうか。
0:00:31	はい、村井安保で一番からご説明をお願いいたします。
0:00:45	はい投げかけ症状ヨコボリです。それでは前回のヒアリングの続きということで、
0:00:52	コメントNo.の十一番の方から、
0:00:55	回答の方ご説明させていただきます。
0:00:58	まずいただいたコメントですけども、江藤防災防犯のところですね。
0:01:03	許可と横切行為後段規制の関係について、
0:01:07	火災防護のお三方策の観点に整理することと、また、
0:01:12	火災防護の対象設備の選定プロセスということで許可上の母集団。
0:01:18	今日抽出してどのように取捨選択しているかも含めて整理することということで、
0:01:23	いただいた後、コメントに対する回答となります。
0:01:27	まずですね、江藤、こちらの方の整理としましては表1の通りということで、
0:01:35	めくっていただきましてページ数で言うと94ページ以降になりますけれども、
0:01:40	こちら表示としまして、各建屋のですね火災防護の3方策及びその対応状況ということで、こちらのお菓子をですね許可書の添付書類8とかにも記載している。
0:01:52	火災防護の、散布策についての記載を整理したものを建屋ごとに整理したものでございます。
0:02:00	代表でご説明しますけども、第1廃棄物処理棟であれば、
0:02:06	田澤さん狭窄の発生防止の観点で許可書の記載としては不燃性または難燃性材料を使用すること、それから落雷によるですね、火災を防止するための避雷設備を設ける。
0:02:19	また可燃性ガスを使用する設備、今漏えいしがたい構造ということ。それから、ガス漏れ検知器の件ですね。あと、
0:02:28	可燃性ガスの供給、漏えいしたを検知した場合はですけども、自動で提出するとともにですね、供給元は屋外の方に設置するといったことを記載しております。
0:02:39	それから第一営業所離島における焼却処理設備については、
0:02:44	こちらはインターロックですね火災に関するインターロックということで、ガスの温度が設定以上になった場合に、警報する装置と供給を提出廃棄物の供給を停止するインターロック、こういったものが記載をしております。
0:02:59	また

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	事業に係る部分ですけどもを持ち込み監視資材とか、赤城作業等の管理をしっかり行っていくということが、発生防止の観点で記載をしているものでございます。
0:03:12	感知消火につきましては、
0:03:15	自動火災報知設備及び消火設備を設けるということにしております。
0:03:20	また影響軽減につきましては、
0:03:23	耐火服や耐火扉の 20 区画の話、それから防火ダンパを設けるといったところが入っております。
0:03:30	また運用のところでは、佐渡伊東の管理性の油を使用する設備は貯蔵量の運用上の時、最低量ということで
0:03:40	そういった可燃性油等の使用制限、力制限ですね、こういったことを記載をしているというものでございます。
0:03:48	これらのうちですねグレーのハッチングをしているようなところにつきましては、
0:03:52	こちらの金貨というかですね設置当初、
0:03:56	についてですけども、発生防止と影響期限の不燃性または難燃性ですとか影響軽減、こちら
0:04:04	設置当時は、要求事項は変更がなくですね、既設の設備をそのまま使用するというものに該当する、整理表上の三角に該当するようなものですけども。
0:04:16	こういったものはグレーのハッチングをつけておったりしますまたインターロック等のように、
0:04:24	こちらもですね記述時の設工認で認可を受けてるようなそういったそういったことも含めて既認可というふうにならなくて書いてますけども。
0:04:31	そういった部分グレーのハッチング。
0:04:33	それから
0:04:34	3 系統で、この管理をしっかりしていくといった、
0:04:38	運用のところですね、こういったものは水色でちょっとハッチングをかけております。何もない白抜のところをこちらがですね。
0:04:46	今回の設工認申請書、避雷設備であれば第 1 点で申請をしております。
0:04:51	それから感知消火のところであれば第 10 編で申請をしているということで、許可の記載と今回の、
0:04:59	今現状のですね状況ということで整理をした。
0:05:02	ていうものを表 1 につけております。
0:05:06	衛藤、大体各設備同じような形になってますけれども、97 ページの方を見ていただくと、屋外で保管廃棄施設、
0:05:15	なんかも大体同じような形なんですけども、保管廃棄施設伺いのところは発生防止の観点で許可上記載をしております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:23	適正または難燃性の材料を、それから、
0:05:28	廃棄物ですね、金属製の容器またはコンクリートに封入する、そういった運用上の記載、あと持ち込む可燃性資材とか火気作業の管理。
0:05:40	そういった部分の運用面の記載をしておるといった形で、この表 1 で評価上の整合ということで整理をしております。
0:05:49	2 ページに戻っていただきまして 92 ページ。
0:05:52	になりますけれども本文の方ですけども、
0:05:55	今のような整理をさせていただく中で、グレーのハッチングした部分というのが、
0:06:00	身近であったり、また設置当初から変更ない、施設既設をそのまま使用するようなものを、①とをさせていただいて、②の 8 の運用対応ですね、ファン規定はまたは下部規定、そういったものを定めて管理をしっかりやっていくといったもの。
0:06:18	それから③番が建設工認その形で申請しているといったもので整理をしまして、
0:06:24	①と②に、
0:06:26	はいどうぞ。そういう意味のところについて、排水貯留ポンドとかほか、斎木施設関係ですね。
0:06:33	そういったところを、向井の施設ですけども、こちらについては、本申請のですね、明確な対象外、計場所があるとしております。
0:06:43	②のですね上、
0:06:45	学習としまして、運用で対応するものにつきましては、
0:06:49	新規制基準対応に係る暗記抵抗申請を予定してますけども、そういったものをまた下部規定等で、
0:06:58	適切に定めて管理をしていくといったことで下の表の通りですね。
0:07:03	マルをつけている部分が防護対象、今回の設備として選定をしているといった、
0:07:09	ものになっております。この、
0:07:11	表がですね、許可上の、
0:07:15	安全機能の重要度分類ということで防護対象の母集団になりますけども、そういったところから、①番や②番、グレーのハッチング水は地域に該当するのみのところ。
0:07:27	は、色等の対応ということで対象外としてそれ以外の部分を、
0:07:32	防護対象設備として選定をして、今回の設工認申請の中で、消火感知や消火、そういった部分の対応をしていくということで整理をかけているというものでございます。
0:07:45	まず 51 番の室回答については以上となります。
0:07:49	体制とシブヤですご説明ありがとうございました。
0:07:52	何か規制庁側から質問コメント等ありましたらお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:59	規制庁島村です。
0:08:01	僕もこの②のこの運用ってやつは、
0:08:08	現行の保安規定で、
0:08:11	定められ、
0:08:13	すでに定められてるもの。
0:08:16	もあるような気がするんですけども、
0:08:22	例えばですね 97 ページの保管廃棄施設、
0:08:28	は、一部使用承認済み。
0:08:31	なので、この青字のところ、
0:08:36	二つありますけど、これはすでに、
0:08:40	保安規定に、
0:08:44	定められていたと思うんですけど、違いましたっけ。
0:08:49	小ヨコボリさんのご認識の通り、おっしゃる通りでございまして、他は既設、それから排水貯留ポンド。
0:08:55	こちらにつきましては、一部使用承認で、その際に保安規定も、改正をかけておりました、そこでこういった火災防護のですね、管理のところをもうすでに記載しております。現状の記載は、
0:09:09	その 2 施設に限った記載となっておりますので、今後申請するものについて、申請する際には、処理場全体が読めるような形でまた、保安規定、
0:09:19	と定めていくといった形になります。
0:09:23	残りますか。
0:09:29	はい。他に何かございますでしょうか。
0:10:06	ここで審査会の事業をやって、
0:10:23	会合資料は、何か、
0:10:27	許可の時のまとめ資料を参考し、
0:10:30	したものに、かなり全面的に差し替えられた感じに、
0:10:43	設備、
0:10:55	はい、次 52 番をお願いいたします。
0:11:02	はい庄野ヨコボリですけども、続きまして 52 番の回答をさせていただきます。まず 52 番のコメントですけども、外部火災の影響評価ガイドですね、こちらの、
0:11:15	地震時の火災への考慮とかそういった部分について、一部適用しないことの妥当性の考え方を説明することと。
0:11:23	ということでコメントいただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:26	こちらの回答ですけども、まず処理場における火災影響を、についてはこの外部際のガイドですね、こちらの評価プロセスを参考に評価を行っているものでございます。
0:11:38	ただしですね、処理場の安全施設には、ガイドで示されているような、火災防護の対象機器ですね、そういった原子炉の安全停止に影響を及ぼす可能性のある機器、多重性を有するような、
0:11:52	安全上重要な設備ですね、これに該当するものがございませんので、
0:11:56	あくまでガイドの評価のプロセスを参考としつつ、評価条件等についてはですね、施設の特徴や一般施設への影響の度合い等を考慮した評価をしてございます。
0:12:08	これらについてですね、ガイドの記載。
0:12:12	を踏まえた整理を、
0:12:14	行いましたのでそちらのですね説明をさせていただきます。101 ページの表になりますけれども、
0:12:23	衛藤まずですね、火災の想定、3 ポツの火災のガイドガイドのですね、サポートの想定のところですけども。
0:12:31	こちらガイドの記載の読み上げは割愛させていただきますが当然ご質問コメントもいただきました地震時のですね、においてはBCクラスの機器を火災元として最も苛酷な単一の火災、これを、
0:12:47	火災区域火災区画に想定するといったことがございまして、
0:12:53	それに対して設工認の記載としてはですね我々の火災想定としましては、起こり得る。
0:13:01	可燃物の火災保管している可燃物による火災であるとか、ケーブル火災、これ電気火災ですね。それから作動誘導の油火災、こういったものを想定しているということが記載をしております。
0:13:13	これらの評価の考え方ですけども。
0:13:16	放射性廃棄物処理場におけるですね、火災影響評価、こちらは火災区域内にある可燃、際限ですね、これがすべて燃焼するといった、一番最悪となるケースを想定したものの評価を行っておりまして、
0:13:31	地震を起因としてですね。
0:13:34	これらの火災が起きたとしてもですね当然火災区域内にあるすべての可燃物、ケーブル、そういったものがすべて燃焼した場合の評価となっておりますので、
0:13:46	こういったケースもなされてですね最悪となるケースを想定しております。
0:13:52	ので
0:13:53	地震時も踏まえ含めてですね、笠井野木委員、秋となる事象は、何であれですね、すべて燃焼し尽くすといったような形で評価を行っているのです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:05	包含されるものとしてこの、
0:14:08	可燃物の火災やケーブル火災、
0:14:10	油火災等を、を想定して評価をしているといったものせ、想定しているというものでございます。
0:14:19	続きまして、
0:14:21	次の4つ火災時ですね、原子炉の安全確保ということでこちらはですね原資を有しておりませんので、考慮不要として評価の対象とはしてございません。
0:14:33	続きまして、6ポツの情報及びデータの収集ということでこれは下の6ポツ1以降にちょっと示しておりますので、
0:14:41	まず奥津市の方で、火災区域、及び火災区画の設定ということで、まず火災区域の設定のところですね、こちらについては、
0:14:53	現状図面等も示しまして、各設工認申請書真ん中のところですけども。
0:15:00	こちらで各建屋のうち、売価風紀とか耐火扉ですね、囲われて区域を火災区域として設定をしております。
0:15:07	こちらの
0:15:09	中で、ガイド上ですね、伺いのところも
0:15:14	あるんですけども。
0:15:16	こちらについては、我々の方ではですね保管廃棄施設、屋外ですね、保管廃棄施設については、許可書において、以下のように定め運用による対応としているということで先ほどもご説明した通りですね。
0:15:29	金属製の容器とかコンクリートに封入するですとか、
0:15:34	確認が困難な大型のものについてはですね、
0:15:38	こういった不燃シートや防災シートでおるとかですね、そういったことを
0:15:43	何かしらのですね火災防護の対策を、措置を講じるということとしております。
0:15:49	なおですね、
0:15:51	安全施設である屋外の、
0:15:53	他廃棄施設についてはですね不燃性または難燃性の材料を使用することとしておりますが、
0:15:59	こちらはですね各施設ともに鉄筋コンクリート造、また構成部だとか金属水空間とかですねそういった不燃性の構造ということで、
0:16:07	設置当時が変わらない、そういったものとなっているということで、
0:16:13	今回ではないのですね、火災区域として設定をしているというものでございます。
0:16:20	続いてですね、許可ガイド上ね、やっぱり全部やるとかなりちゃうんで、ちょっとここまでちょっとお伺いし、します。はい。規制庁渋谷ですけども。
0:16:32	まず3ポツの火災の想定ですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:35	単純にランクを落とすと、従来の火災ガイドはBCが発火元となって、
0:16:46	です。ボスかどうか考えるっていうので今回はそれじゃ許可許可でBを守るということにしてるので、
0:16:57	ワンランク落として考えると、Cが8下限となって、BがB2と上がってるかというのが、
0:17:07	飛鳥売約として考え方になると思うんですけども今のご説明は大体それと同じと考えていいんですけど、長加瀬と何か違うところはあるんでしょうか。
0:17:20	はい。衛藤東海林大久保ですけども
0:17:22	デイ・シイから数を波源等した場合にですね、基本ここで火災想定になっているものというのは基本ケーブルですとか付加してる金ですとか、ノンクラスで、
0:17:35	Cの機器というともっと例えばも含めてCクラスの地震が発生した場合にはすべて、
0:17:43	例えば持つACクラスの地震でCの機器も基本は持つ。
0:17:49	いろんな設計になってます。ですので食われるものとするノンクラスの機器になりますけども、
0:17:55	そういった部分はどちらでケーブルとかの火災とか、そういった部分にも包含されるかなということで、
0:18:02	処理場の場合にはですね、Aランク落とす場合にはそういった考え方になるかと思ってます。
0:18:09	わかりましたノンクラスが壊れて壊れたり発火減となったりして、
0:18:14	結果的にもう全部燃えてしまうという考え方に基づいて、評価をしたってまだそういった状態そういう理解でよろしいですか。
0:18:24	はい。荘司個別おっしゃる通りです。はい。わかりました。ありがとうございます。サンポツ他に何かございますでしょうか。
0:18:37	会田。次の、4ポツの最初のところは現指導。
0:18:41	を有さない。うん。
0:18:45	これはこれでいいですかね。
0:18:56	ちなみにC、
0:18:59	セルセル排風機のケーブルなんですけれども。
0:19:04	これはいわゆる防護対象ケーブルには選定。
0:19:10	はしないけれども、一応Bクラスの機器を守るという上で、若狭伊賀井戸というほどの系統分離、完全な系統分離までは、
0:19:23	してないけれども、かといって何も対策してないわけじゃなくて
0:19:27	準じるというか系統分離に準じるような、2系統を設けて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:38	粹火災ガイドばリスクアセスではないので火災ガイドと、完全には同じではなくてもともと同じある必要はないんだけど、それに準じて
0:19:48	対策をしてるっていうことそういうことでよろしかったでしょうか。
0:19:53	はい 荘司ヨコボリさんもそこはおっしゃる通りです。
0:19:56	うん。わかりました。どっかに何か対策する必要がないみたいな書き方をしてというような感じがしてそこまで書いてしまうと今度はまたちょっと現象と違うような感じもしたので、
0:20:07	まだSクラスではないので、葛西が言ってるほどの系統分離必要じゃないんだけどもやっぱりBクラスを守っていくという、周長の基本的な考え方から、準、
0:20:18	準じた系統分離しているっていうそういう、
0:20:26	理解でよろしいですね。特に変わりございません。
0:20:30	はい。小城野ヨコボリですそうです。おっしゃる通りです。現状ですね内海さんおっしゃられた通り、対策は不要というような表現もちょっと使っておるところがありますので、
0:20:43	そこはそういったことが読み取れるようにですねちょっと修正をさせていただきたいと思いますこれは設工認に書いてありますので、補正も含めたときに、
0:20:54	そこはそういった人が読めるようにちょっと修正をさせていただきたいと思います。はい。よろしく願いいたします。
0:21:01	先にする。
0:21:04	はい。
0:21:06	次の 6-1 の火災区域の設定ですけれども。
0:21:14	これは基本的には、火災区域キーの設定がメインになって、火災、
0:21:23	区画については、する排風機のボックスか、だけだというご説明だったと思いますけれども。
0:21:32	はい。何か規制庁側から。
0:21:35	何かご質問等ありますでしょうか。はい。
0:21:49	はい、じゃあ、次の 6-1-2。はい。
0:21:56	できる限りの系統分離をするっていうところで、
0:22:01	要は完全系統分離した場合に比べて、やっぱり一段
0:22:08	安全機能を確保するって意味では、落ちる部分があると思うんですけれども。
0:22:14	そうした場合に、
0:22:19	完全に分離し、した場合と比べてどうしても機能喪失してしまった場合に、なおこういう考え方でもって、その安全性へのた時、例えば周辺周辺公衆への、
0:22:35	放射線影響が直ちに生じるものではないとか何か、そういったのを、間を埋める考え方があるような気がするんですけれども、そこって何かないんでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:52	今日排風機が止まってしまって、
0:22:55	閉じ込めの観点で、なおこういった措置ができるから、
0:22:59	完全な系統分量を、
0:23:02	はしなくても、できなくても最終的には問題ないとか、例えばそういう、
0:23:08	説明が最後にあるような気がするんですけども。
0:23:14	はい 荘司横堀です。そうですね
0:23:17	その資料上は抜けてますけどもこれまでの第2廃棄物処理棟のセル排風機です ね、こちらは溢水の観点でもご説明しておりますけれども。
0:23:27	通常基本的にその目張りを図上もしております、
0:23:32	前回前々回のヒアリングですかね、お詫びとでもさせていただきましたけれども、 世良伊吹がですね一時的に停止をしたりとか、ああしてもですね直ちに有意な漏 えいがあったりとか、
0:23:44	そういったものはございませんので、ちょっとそういった説明は補完的にしっかりで きる。そこから本がなければですね当然周辺公衆にも、
0:23:54	その影響出るような漏えいには至らないということもございますので、
0:23:58	ちょっとその部分は、説明をこの資料上もちょっと追加をさせていただきたいと思 います。
0:24:06	はい規制庁伊東です。そうですね。多分多分あってもなお大丈夫なんだっていうそ の基本的な間対応の考え方として、
0:24:16	そのガイドでいうアプローチと差分があってもな、なお大丈夫なんだっていう根拠 は多分そういうところだと思うので、その説明をしっかりといただくのが、基本 的な対応の考え方、処理場における基本的な対応の考え方。
0:24:32	説明いただく上では大事なんじゃないかなと思うのでちょっと全体そういう目で見 ていただければと思ってます。
0:24:39	はい庄野木場です。承知いたしましたちょっとその部分、この資料上の説明上もで すね、抜けてる部分があるかと思しますのでちょっとそこは
0:24:49	全体を通して見直してですねそういったしっかり、最終的な影響を与えることがな いというところをしっかりと説明できるように、すいません資料の方は、
0:24:59	修正をさせていただきたいと思います。
0:25:02	はい。規制庁伊藤ですよろしく願いいたします。
0:25:14	はい、他いかがでしょうか。
0:25:18	はい。改めて、6-1-2の葛西工藤の設計のところから、スズキのご説明をお願 いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:28	はい 荘司横堀です。続き続きまして、火災区画の設定ということで今のやりとりでも少しありましたけれども、火災区域をガイド上はですね、分割して火災区画を当然設定するというので、
0:25:41	火災区画の範囲は原子炉の安全停止に係る系統分離等に応じて設定することがガイド上の要求になってございます。
0:25:51	それに対してですね、我々の方としましては、
0:25:55	基本的に原子炉も当然ございません安全、独立した建屋になってますので、安全停止に何か影響を与えるものはないので、火災区域を設定はしっかりしますが、火災区画の設定は不要というふうに整理をかけております。
0:26:10	ただし先ほどあった通り第2 廃棄物処理棟のセル排風機、こちらにつきましては、それぞれ二つ設けておりますので、1 台が、
0:26:19	火災が発生してもですねもう1 台に影響しないようにボックスで負っておりますので、その中自体は火災区画として設定をするということで、整理をしているというものでございます。
0:26:32	まずこちらについては以上になります。はい、ありがとうございます。ありがとうございます。火災区画について何かご質問ありますでしょうか。
0:26:49	はい、では次の6 ポツにお願いします。
0:26:52	はい。続きまして6 ポツには機器リストの作成ということで、こちら、火災区画内に設置されている機器ですね、ハンチに係る情報を調査して、
0:27:03	火災区域区画の特性表に整理するというのでガイド上になっておまして、こちらはずね話をちょっとつけておりませんが、設工認申請書につけております。整理表ですね。
0:27:16	一覧表各建屋ごとにすべて網羅した部分で、
0:27:20	整理をかけているというものでこちらは、
0:27:24	そちらを設工認申請書に記載をしているというものでございます。
0:27:29	徹
0:27:30	続いてですね6 ポツ2 ポツ1 の、火災防護。
0:27:34	対象機器の特定になります。
0:27:36	こちらですね、火災によってですね原子炉の安全停止に影響を及ぼす可能性のある機器。
0:27:43	火災防護対象機器として特定すると、防護対象機器は、
0:27:48	多重性を有する、安全上重要な設備で、以下の設備があるということで原子炉関係のですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:54	他の設備のことをガイド上をされているというものでございます。これに対して処理場につきましては、安全施設に該当するものを防護対象設備として特定することとしております。
0:28:09	ただ、こちらですね、ガイドにあるような、安全上多重性を有するような安全上重要な設備というのは書類上にはございませんので、
0:28:18	その使い分けという観点で、葛西委員の分対象設備ということで、ちょっと言い方は変えてるだけですけども、安全施設、
0:28:29	取込を有する者ですね、そういったものを防護対象設備として特定しているというものでございます。
0:28:36	それでちょっと続いて葛西のケーブルまで進めさせていただきます。6 ポツ 2 ポツ 2 の国際防護対象ケーブルの特定でこちらも先ほど来、
0:28:45	あった通りですねこの下が井戸龍馬多重する安全上重要な機器、
0:28:52	が直接影響を受ける場合とかですね、そういったリエス上間ケーブルとかトレイとかそういったものですけども、そういった部分を考慮するというので、それらについては当然系統分離で、
0:29:04	3 時間以上の耐火能力であったりとか、
0:29:08	あと 6 メートル以上離すとかですね、そういった部分が、ガイド上求められる火災防護対象ケーブルの特定となっております。
0:29:17	そこで我々処理場の方は先ほどご説明しましたけれども、廃棄処理等のですね、セル排風機につきましては、
0:29:26	そういった防護ん外をするまでではないんですけども、しっかり分離をしたりとかですね、対策を講じている。また、先ほどご覧いただきましたけども、
0:29:38	これらについてはですね、処理場として、ませるが万が一これでもですね、分離はしておりますけども、停止をしてしまったり、排風機が止まったりした場合であっても、
0:29:48	有意な影響を与えることはないということ。こちらちょっと書き加えさせていただきますけども、そういったものですので、特段ですね、この対象のケーブルに該当するものは、
0:29:58	うまく、特定も不を不要ということで整理をしております。
0:30:04	はい。ここで切らせていただきます。ありがとうございました。この次について何か質問、コメント等ありましたらお願いいたします。
0:30:25	はい、特にございませんでしょうか。
0:30:33	はい。では次 6 ポツ 3 をお願いいたします。
0:30:37	はい 6 ポツ 3 になりますと際限の識別と等価時間の設定ということでこちらは火災区画区域、区画のですね対が平均の耐火能力。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:47	これをですね、可燃性物質の量をマークかその面積に基づいて、
0:30:53	火災の継続する時間を示す指標に相当する松岡時間を用いて評価するということで、
0:31:00	こちらはですね、火災区域以外のすべての火災元となる可燃物や何年もありますけどもケーブル、そういったものをすべて選定をして、
0:31:12	我々の方としても火災、
0:31:15	区域内のですね、等価時間ということを出しているということになります。
0:31:23	それで6×3ポツ1の葛西元の識別ですけども。
0:31:28	こちらにつきましては、
0:31:30	当間。
0:31:32	評価時間は先ほどと御説明はちょっと同じですけども、評価の考え方のところですね、火災区域内の多くは再現としてですね、発火性または引火性の北井可燃性ガスですか、
0:31:46	行きたいという意味では灯油ですか、潤滑油とかですね、そういったもの、固体であればケーブル紙類ゴム類はすべて選定をしているということで、
0:31:56	識別をしているものでございます。
0:31:59	6ポツ3ポツ2ですけども、等価時間の設定ということでこちらは先ほどご説明した通りですね、これらの、
0:32:06	識別したすべての火災区域内にあるすべてのですね、株主は性また引火性のものを個人物、そういったものが、
0:32:14	認証した場合の等価時間ということで、算出をしているものでございます。
0:32:22	ご説明ありがとうございました。6ポツ3について何か質問等ありましたらお願いいたします。
0:32:45	はい。よければ次、6ポツをお願いいたします。
0:32:50	はい。続いて6ポツ様になります火災の感知手段。
0:32:53	その把握ということで、ガイド上ですね、区画内の火災か。感知設備の型式や個数数量1、電源等等ですね。
0:33:04	表示する場所を確認することを確認となっております。
0:33:08	我々の設工認におきましては火災感知設備については、
0:33:13	消防法に従いまして上、この感知器を設けるということで熱感知器や煙感知器、そういったものを、
0:33:21	場所の特性に応じてですね、選定をしているというものでございます。
0:33:29	こちらですねセル排風機の火災区画としております。排風機ですね校正のボックスですけども、こちらの設工認4例もその4でもご説明をさせていただきましたが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:41	感知温度の異なるですね二つの感知器を設ける等の対応を行っておりまして、すでに工事とかですね検査までは終了しているというものでここにここだけは、
0:33:54	パスの勘定の方向になるような二つを、拡大には設けておりますけどもそれ以外のところはですね障防法に従って対応しているといったもので感知器を設けているというものになります。
0:34:07	横地で大量にあります。
0:34:09	はい、規制庁シブヤですありがとうございます 6 ぽつ 4 について、何かコメント質問ありましたらお願いいたします。
0:34:23	土岐清とシブヤですけども、Cクラスは基本的に障防法。
0:34:28	で、見えますということですけども、Bクラスになるとそれに加えてどういう考え方が入ってくるんでしたでしょうか。
0:34:39	はい。衛藤Bクラスに関しましては我々の施設だとし、第 2 廃棄物処理棟のセルになりますけども、こちらにつきましては、
0:34:50	前回のですね、コメント回答の時の資料にあります通りですね基本的に今セルの中というのは、寒冷火災の発火元としては照明とかですね、そういったものぐらいしかないんですけども。
0:35:06	それと当然作業ない時には照明消しております作業中は照明つけますけども、常時作業員が監視をしております遮へい等から、
0:35:17	常時監視をしておりますのですぐに感知ができるような体制をとっております。瀬山につきましては、感知器は設けておりませんがそういった部分で各地ができる。で、消火については、
0:35:29	水噴霧のですね、消火すぐ遮へい等のですね、近くに操作ができる。
0:35:36	砂防担当がありますので、そういった部分で水噴霧消火をすると、そういった部分がシェルgrassの対応になっております。
0:35:46	はい、ありがとうございます。他に何か質問等あり、ありますでしょうか。
0:36:06	衛藤ちゃん見せる。それでは、伊藤さんお願いします。
0:36:13	どうぞお願いします。
0:36:16	荒川ですおはようございます。
0:36:18	続きまして、
0:36:20	はい。
0:36:22	さっきBクラスCクラスの違いみたいな話を聞かせていただいたんですけども。
0:36:28	ちょっと資料戻ってしまうんですけど。
0:36:33	ちょっと待ってくださいね何ページた。
0:36:41	栗栖黒須。クラス、国の施設として、MEっていう保管、
0:36:51	廃棄施設だったと思うんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:54	資料で言うと、97 ページですかね。
0:37:06	よろしいですか。はい、えっと、見てこれクラスⅡだったと思うんですけど、これ間違いないですか。
0:37:18	はい東海林横尾SEには9月分令和になります。
0:37:22	ですよね。ここで、その具体的な
0:37:28	火災対策を見ると、発生防止だけ書いてあるんですけど、この感知消火であるとか、影響軽減っていうのは、これ、やらないっていう意味なんでしょうか。
0:37:45	はい東条ヨコボリですけれども、こちらの施設奥田飯野を地下ピット式を施設になって保管廃棄施設になっておりまして、
0:37:56	わかりました。そういうことなんですね、これはですね、評価章でも、失望しかしませんっていうのはこれ明確になってるんでしょうか。
0:38:12	甲斐福崎節はですね、こちらの許可上、
0:38:16	資料の通りですねこの不燃性または、発生防止の観点。
0:38:22	での対応のみ、許可上は定めております。ほぼ解決と同様でございます。
0:38:29	わかりました。こういうような表みたいな形でご整理がされてる。
0:38:35	ということですかね。資料5ですけれどもこの表はですねこちらの方で今回説明するためにちょっと整理をしまして、許可の本本部では要点発の。
0:38:46	ところからですね、火災対策のところから、あとは推して、このような形で整理したものです。
0:38:54	わかりました。そうするとじゃあMIにはもう許可の段階で発生防止しかやらないっていうことで、整理ができていると。そうすると、
0:39:04	今、さっき内野渋谷の方からもお話がありましたけど、その施設の設備ですね、普通の設備って、
0:39:15	この表で言うと何ページになるんですしたっけ。
0:39:26	45 ページ。
0:39:28	第2 入るぞ。
0:39:43	95 ですね、ここですね、シェル感知消火については、
0:39:53	自動消火設備等向け、
0:39:56	はいはいはいはい。どこだ。
0:40:08	N排風機が書いてあります。それ自体は書いてないですか。はい。
0:40:16	何ら、
0:40:23	ルール自体もう、
0:40:26	クラスⅡ。
0:40:28	耐震もBクラスっていうことなんですよ。
0:40:34	はい。おっしゃる通りです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:38	で、許可上はその施設のプール自体の取り扱いっていうのは、何か整理ができて いる。
0:40:48	はい処理場のヨコボリですけども、許可上ですね、スルーは制度で整理しておりま して、ただ
0:40:57	アスファルト固化とかですね蒸発処理とかそういったものを使用停止する、ゴトウ になっていましておりますので許可上もそうなっております、
0:41:08	そこでちょっと気さセルに該当する部分ですね、その水噴霧ですとか、そういつ たところ。
0:41:17	がですねえと。
0:41:20	一部、ちょっとこの表上少し抜けてしまってるかもしれません。ちょっとすみません もう一度
0:41:26	そこでもですねあそこに絡む今回継承した部分と、それ以外の整理のところ、
0:41:33	ちょっともう1回確認をさせていただきます。
0:41:38	多田野瀬瀬野については水フックとかですねそういった部分は許可上もしっかり 整理をかけておりますので、
0:41:45	ちょっとすみません確認させていただきます。
0:41:48	わかりました。前回李さんの前からも言ってるかと思うんですけども。
0:41:53	やっぱり我々クラスⅡであると、耐震Bクラス、基本的にはこれを見ていくんだらう なというふうを考えているんですね。で、そういったところについては、
0:42:06	許可で、感知消火発生防止感知消火、影響軽減、この三つの対策について、どう するかっていうのが、整理ができてるのであれば、許可はそのまま持ってくればい いかと思ってるんですけども。
0:42:20	許可で整理ができてないような部分、その移せる地震についてですね、そこも、B クラス、クラスⅡということであるならば、じゃあその何で制度の中に、
0:42:32	感知器をつけないのかと、それが教科書で整理ができてないのであれば、設工認 の中で整理をする必要があると。
0:42:47	本来は、クラスBクラスであれば、感知消火の感知の方もつけなきゃならないんだ けれども、セルは、こういう施設で、
0:43:01	まだこういう運用するから、感知はつけないとかですね。
0:43:07	そういった本来やらなきゃならないところなんだけど、こういう状況なので、やらなく ても、
0:43:16	程度の安全確保はできると、そういうようなことを教えていただいてですね、審査を していかなきゃならないので、
0:43:32	整理ができてないところとかで整理ができてないところ、もしくは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:38	本来、基本的な考え方と、やらなきゃならないんだけど、こういう特別な取り扱いをするようなところは、どうするのか、そういうのを明確にさせていただいて、申請ができるようにしていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。
0:43:56	やっぱり処理場の横堀です。すいません承知いたしました。
0:44:00	鷺見のところにつきましてはですね審査会合資料をちょっと許可のところ、整理に欠けているところがありました。
0:44:11	今日後程ご説明をさせていただく資料の中で、私は坂上パートナー資料ですけども、こちらのですね、
0:44:21	64回今ちょっとすいません画面に映しますけれども、
0:44:25	64ページのところで、
0:44:32	はい。こちらですね、感知消火のところこれ許可のときの整理。飯尾。
0:44:37	なんですけれども第2廃棄物処理棟のセルではですね、高線量または高温の放射性廃棄物を取り扱うため、火災感知器を設置していないが以下の管理を行うことで、火災の発生防止ということで、
0:44:51	セル内で作業を行う際は、常時作業員がセル内を遮へい窓から監視する。
0:44:58	それから作業を行わないときはセル内の可燃物を含む廃棄物は金属製預金収納。
0:45:04	作業を行わないとき、計装系の機器を除きすべての原因の遮断ということでこういった運用も含めた整理ですけども許可段階でこういった整理をし、説明させていただいて、
0:45:17	乾式障防法に基づく感知器の設置は、
0:45:21	ちょっと難しいということで、整理をかけているというものでございます。
0:45:27	承知しました。中身はおそらくそういうことなんだろうなとは思っていたんです。ポイントになるのは、このセル内の特別な火災防護の仕方っていうのが、
0:45:41	許可書の原発みたいところでイメージされているのであれば、それはそれで面白いと思うんですけども、ヒアリングであったり
0:45:53	審査会合、資料を、では説明してるけど顛末まではそこまで表現されてないっていうのであれば、同じ資料で結構なので、
0:46:04	設工認の中で、
0:46:09	なんて言う兼子ん。
0:46:11	目明確じゃないな。
0:46:15	この中で、正式にですね、こういう特別な措置をするっていうのを、を見ても認めてもらうと、そういう手続きが必要になってくるかと思しますので、そういう観点でちょっと説明であったり、
0:46:30	資料をまとめていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:34	はい正田工藤です。ありがとうございます承知いたしました。ちょっとそのような形で、
0:46:38	しっかり説明をさせていただきたいと思います。
0:46:44	後はそんな感じなんですけれども、他のクラスであったり、耐震Bクラスであったり、もう同じですからね。本来こうしなきゃならないんだけど、こういう状況なので、
0:46:58	こういう対応をするから、一定程度の保安水準がある、そういったやり方をしているものが存在してですね。
0:47:09	それはもう、許可の中で、電発みたいところで、ちゃんと明示している、表現されている。
0:47:17	であるならば、結構人では、そこまでは要らないのかもしれませんが、テナパ地に表現されてないような部分があれば、そこはしっかりと今回の設工認で出させていただいて、
0:47:30	公式に、
0:47:33	表に出してもらおうというふうな対応をとっていただければと思います。
0:47:39	はい、荘司小出承知いたしました。
0:47:45	何かございますでしょうか。
0:47:47	はいアラカワからもう一つだけ、帳票カーの話なんですけれども。
0:47:54	基本的には実用炉の影響評価ガイドを使っているってことだと思っています。影響評価ガイドの中には、
0:48:08	あるものですね、発熱量みたいなものが、
0:48:15	カードの中で明示されてるんですよ。
0:48:21	例えば、
0:48:22	例えば、オイル 1 リットルあたりこれくらいのカロリー、
0:48:26	発熱用として発生するみたいのが、書いてあるんですけれども、石井。
0:48:34	影響評価をする上で、ガイドに沿ってないような部分っていうのは、どっか存在するんでしょうか。例えば、
0:48:46	処理場の中で、特殊なオイルを使っていますね、ガイドでは、1 リッター当たり、
0:48:57	100 キロカロリーぐらいの燃えれば熱量が出る。
0:49:03	というふうにガイドではなっているんだけど、処理場では特別なそのオイルを使っていて、その半分ぐらいの発電室しか発生しない。
0:49:15	だからそのオイルについては、
0:49:20	50 キロカロリーでやってますとかですね、何かそういったガイドに沿ってないような、
0:49:27	部分っていうのがあればそこもしっかりと説明して欲しいんですか。いかがでしょうか。30 件。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:34	はい処理場のヨコボリですけども、そこについてはですねが移動から外れるようにですね特殊なものとかっていうのはございませんで。
0:49:44	警部であれば、熱含有量を原価対ですとか紙ゴム、
0:49:50	メール、そういったものについてはガイドに示されている熱含有量の値を使って組について評価を行っているものでございます。
0:49:59	はい、承知しましてありがとうございます。そういったオイルみたいなものとか、ゴムとか警部とかもそうだったと思いますけど、大体のものはガイドに載ってるんですけども。
0:50:13	これまた本当に特殊なその設備が、処理場にはあって、ガイドに、全く見えそうなデータがないと。そういったものについては、
0:50:29	公開文献から持ってきてですね、評価で使ってる、そんなものもないでしょうか。
0:50:45	はい処理場のヨコボリですけども。
0:50:47	そうですね。そういう意味で言います個別概要的などところで言うと、
0:50:55	LPGとかですね、そのガス関係のところは確かガイドにはそこまで出てなくて、別からの、
0:51:07	で切って、その含有量の数字ですね、それを踏まえて評価を行っているかと思っております。
0:51:20	具体は今は結構なんですけれども、やっぱりその審査する上でのご説明としてはですね、まず最初に提供評価はガイドに沿ってやっていますと。
0:51:32	一方でですね、こことここについては、ガイドに沿ってないところがありますと。
0:51:39	こういうようなですね、説明をしていただければなと思っています。
0:51:46	はい。症状のお話承知いたしました。
0:51:49	はい。以上です。
0:51:52	はい、ありがとうございました。他に何かコメント等ございますでしょうか。
0:51:59	何か規制庁白井ですけどもちょっとピットの話が出たのでちょっとついでに教えていただきたいんですけども、何、不燃難燃で、この素材で作ってありますけども、ピットで何、何年のものって何かあるんでしょうか。
0:52:14	何かコンクリートの塊と言い、個人的なイメージなんですけど。
0:52:19	はい。認識の通り、ぴじゃ省力ですけどもピットには、鉄筋コンクリート造のそういったピットですので、おっしゃる通り、難燃性っていうのは特にございません。
0:52:32	わかりましたありがとうございます。
0:52:43	はい。今のすいません荒川です。はい。
0:52:50	お願いします。
0:52:51	ちょっと一つ思い出してしまったんですけど、基本的には廃棄物については、周年製の容器の中に入れて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:03	保管廃棄するっていうことだと思ったんですけど、やっぱり入らないものがあるって、それについては、措置しますよっていうふうに書いてあるんですけども。
0:53:15	もうこれ、設工認の段階なので、どんな措置なんだ、どんなものを使って、火災対策を、
0:53:26	するんだっていうのは、しっかりと設工認の中で語って欲しいんですね。中間の段階であれば、まだそういうせ、基本的な設計方針でいいと思うんですけど、設工認になってくるので、
0:53:43	鉄製の箱に入らないやつは、何をかぶせてね、防護対策するのか、そこら辺はしっかりと語って欲しいな、設工認の中で書いて欲しいなと思うんですけども。
0:53:56	それは、今どうなってますでしょうか。
0:54:01	はい処理場のヨコボリですけども、そちらにつきますピット内ですね、そういったヶ年可燃性のものとか大型で容器に入らないようなもの。
0:54:11	そういったものについては不燃性のシートで、しっかり覆うというような対応になっております。
0:54:19	そこは設工認に書いてある。
0:54:23	すいません現在申請しているものにはそこまでの記載はございません。
0:54:28	わかりました。繰り返しになっちゃいますけど。
0:54:31	工認ですので、少し詳細な設計というかですね、ハード対策を書きいただければと思います。
0:54:44	承知いたしました。
0:54:47	すいません。以上です。はい。他に何かございますでしょうか。
0:54:59	元に戻りまして火災の感知手段のところ、何か質問ございますでしょうか。
0:55:13	なければ消火の方に行ってよろしいですか。
0:55:16	はい。6ポツ5をお願いいたします。
0:55:20	はい賞状ヨコボリです6坪の火災の消火手段の把握ということで、ガイド上、火災区域、区画に対して消火車が自動化手動か。
0:55:30	を確認するということでこちらにつきましては、故障以上につきましては、消火手段は手動でABC粉末消火器や消火栓による消火等をするとしております。
0:55:44	なお書きですけども第2廃棄物処理棟のセル排風機、こちらは自動消火設備の自動消火とするとしております。こちらはですね、第二営業部長の整理を除きまして夜間休日、
0:55:55	等は勤務時間外はですね、換気設備も含めて設備を停止しておりますので、火災のリスクが極めて小さいということで、もともと
0:56:07	安全機能の重要度分類もしクラス3であったりCクラスの設備がほとんどですので、消火は手動消火としております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:17	説明は以上になります。ありがとうございました。質問、コメントお願いいたします。
0:56:24	規制と取材ですけど、セル内の水噴霧器というのは自動という区分なんですが、消火指導という区分なんでしょうか。
0:56:34	症状ヨコボリですけどもこちらは終了になります。各地して、実際に作業員がですねポンプを起動したりとかっていうことを、手動で操作しますのでこちら終了になります。
0:56:46	ありがとうございました。
0:56:49	他に確認事項ございますでしょうか。
0:56:59	はい。じゃあ次、6.6をお願いします。
0:57:03	はい。終了後ですけども6物6はですね原子炉の運転への影響の確認ということで、こちらは減少しておりませんので、苦労してないということになります。
0:57:13	引き続き6ポツがに入らせていただきます。6ページの図再区域の特性表の作成ということで、
0:57:20	こちらはですね、概略し、
0:57:24	特性表を作るとなっておりますけども、処理場としては今回設工認で一覧で整理表を作って整理をしております、
0:57:33	府の方では、午前区域の名称であったり、建屋面積等も記載をしております。あと、想定する火災を明確にしております。
0:57:44	それから火災元、それから発熱量ですね、そういったものから等価時間を算出しております。
0:57:50	また空気ごとのですね、感知設備ですとか消火設備、あと、
0:57:56	耐火併記やタイプ扉の耐火能力等も記載をしております。それから隣接する区域と原発ゼロを示しております。
0:58:04	また影響を受ける設備、模擬対処設備こちらもその整理の中で明確にしております。
0:58:10	あとケーブルの特定ですね、それから原子炉をはないので緩和系に対する考慮というのはしてありません。
0:58:20	をですね。
0:58:23	あとですね笠井元の
0:58:25	機器数として、
0:58:28	記載をしておりますけども、葛西元自体のですね、総量から発熱量を算出して、評価の記載をしているということで、
0:58:35	特性表に該当するような部分で、原子炉に該当するようなもの以外を含めてですね、今回の設工認上の影響評価の整理表の中で、すべて記載をしているということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:50	こちらの6ページまでの説明は以上になります。
0:58:53	はい、ありがとうございました。
0:58:56	加来。
0:58:57	福井区画について、何か質問等ありましたらお願いいたします。
0:59:08	土岐清と芝です。ちょっと変な期間になるかもしれませんが、消防隊が駆けつけなくても、隣の区画まで燃え広がる場所は1ヶ所もなかったというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:59:22	はい処理場のヨコボリですけども、そうですねすべて
0:59:27	エリアの内中ですね、階下へ来もしくは、
0:59:32	扉があるところは耐火扉の耐火能力になりますけどもそこを超える。
0:59:36	ような等価時間になるものはございませんでした。
0:59:40	はい、ありがとうございました。
0:59:42	他に何か質問コメントあればお願いいたします。
1:00:09	よろしいでしょうか。
1:00:18	はいでは7ポツをお願いいたします。
1:00:22	理事長城野ヨコボリですねアップスクリーニングということで、7ポツ1の火災区域のスクリーニングになります。
1:00:29	こちらはですね、ガイド上を火災の伝播評価効果的、効率的に行うということで、区域内のすべての文章のは、可燃物の発火ですね、そういった部分を想定してもですね、起因事象が、
1:00:45	発生せず、原子炉の安全停止に影響しない火災区域をあらかじめ抽出すると、
1:00:51	で、 従事された火災区域を引き続いて実施する、伝播評価の対象からスクリーンアウトということで、
1:00:58	スクリーニングの話になりますけども、こちらはですね、設工認上、同じようにですね、火災区域と隣接するびあ等をしっかり評価をすべて行いまして、
1:01:12	隣接する火災区域ですね、区域側に影響を及ぼすようなものは当然火災区域として設定をしますけども、影響を及ぼさないものはスクリーンアウトで火災区域を除外するといった整理を行って、
1:01:25	整理表を作成しております。
1:01:29	まず一つ1の説明は以上になります。
1:01:33	はい、ありがとうございました。はい。パワーポイントについて何か質問ございますでしょうか。
1:01:40	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:05	よろしくお願いいたします。ちょっと表現。これ、火災区域スクリーニング結果に示すって、これは何、どの、
1:02:16	どの表のことを言って、
1:02:19	なんででしょうか。
1:02:22	センター長のつくりは、丁寧に申し訳ありませんこちらはですね、設工認申請書の添付書類につけている結果でございます。
1:02:39	火災区域に係る整理表というやつでよろしいですか。
1:02:45	はい。設工認申請書の添付書類の中の、今おっしゃられた。
1:02:53	葛西麻生坪田の火災区域に係る整理表の次ですねこれは1ポツですけどもその次に報通で、
1:03:00	都市施設ごとの火災区域のスクリーニング結果というものをつけておりますこちらの表になります。
1:03:15	わかりました。ありがとうございます。
1:03:47	他に何かございますでしょうか。
1:03:58	相場井口さんですか。
1:04:29	はい、では8ポツをお願いいたします。はい磯ヨコボリです8ポツの仲野奥。
1:04:35	浅井の伝播評価の手順ということで、こちらのスクリー通してですねされなかった区域を対象に、
1:04:43	現場区画ですね区画ごとの評価ということで想定した確認ということになりますけども。
1:04:52	こちらについてはですね処理場につきましてはAMAGI資料がなく、バリフィケーションセール浅い東京コーセーブックス以外価格の設定はございません。先ほど来の説明の通りでございます。
1:05:05	系統分離対策の確認についてもですね、原子炉の安全停止に関わるような、
1:05:10	安全機能を有する構築物系統機器による要求で対象外としてございます。
1:05:16	火災区画内の評価及び火災の伝播評価、こちらにつきましては、
1:05:22	次の排風機、1台の方ですね、火災が発生した場合に隣接する農地代への影響というものが、
1:05:29	ここ2、3年で評価をして、ご説明をして認可をいただいているという状況でございます。
1:05:35	後の説明は以上になります。はい、ありがとうございました。
1:05:40	あるところ何か質問コメントございますでしょうか。
1:06:01	アでは火災ガイド全体を通して、災害等の水準への検討。
1:06:07	質問あればお願いします。
1:06:14	よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:34	はい、では、コメント 53 番、お願いします。
1:06:38	はい。賞状ヨコボリです。引き続きまして今年度 53 番、コメントですけれども、圧力逃がし弁の弁体が瞬間的な、2、5 月にさらされる場合においても材質的にですね機能が保持されることについて、同様のですね作動上、
1:06:55	環境条件における使用実績を参照する等、説明の補足を検討することということでいただいております。
1:07:03	こちらの従来説明したもの西垣で書き加えさせていただきました。
1:07:09	一般の産業施設等の湯設備とかですね容量とかですね消化のそういった設備や消火栓すいません。衛藤。
1:07:21	設備関係ですね知的な設備については、やはり閉じ込めの必要性というかですねそういったものがないとなかなかですね施設での参考例ってのはあまりないんですけれども。
1:07:35	我々の施設、焼却、金属設備それから焼却用設備ではですね。
1:07:41	これまで 50 回を超えるような試験運転を実施しております、当然異常な温度上昇によるインターロックが作動したことはございませんけれども、炉内の温度ってのは常にですね、500 度から 800 度と、そういった環境となります。
1:07:55	ページの、
1:07:57	上部にですね、の上部に設置した圧力逃がし弁というのは処理運転中、そういう時間にわたってですね、こういった環境下にさらされますけれども、
1:08:06	毎年の点検等でも内部も含めた、外観点検等でも、特に異常もなくですね作動状態についても異常が認められたことはございません。
1:08:15	それからですねこの弁体自体、今財津建設高になりますけれども、その意見、大体 1400 量から 1150 度ぐらいかと思えますけれどもそういった部分を超えることが、
1:08:27	想定されませんので、
1:08:29	久我佐渡に影響を受けることなく正常に機能するというので、ちょっと補足の説明を追加させていただいております。こちらの説明は以上になります。
1:08:40	ありがとうございました。
1:08:42	何か質問コメント等ございますでしょうか。
1:08:55	岡本イトウさんの質問です。だっけ。
1:09:00	伊藤さん何かコメントございますでしょうか。
1:09:15	どういう聞き方をしたのかは若干す。
1:09:19	清川ですけど。
1:09:20	インターロック作動条件の専用と 1600 度って何をもって決めていたんでしたっけ。
1:09:31	ていうのを確認してもいいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:36	はい症状のヨコボリですけれども、こちらのインターロックの作動条件はですね設置メーカーの李岩瀬理事ですね。
1:09:48	当然想定されるというかさらに安全を考慮したインターロックの値ということで、
1:09:56	設定をしているものでございますちょっと設計のですね明確な根拠を今ちょっと、
1:10:02	回答できないんですけれども、もう、
1:10:05	安全を考慮して
1:10:08	設けている清板野区の設定値となっております。
1:10:13	規制庁伊東です。今なぜ聞いたかという、
1:10:19	普通の設計の考え方として
1:10:23	今の天津へ情報を追加していただいたその通常運転時の、
1:10:28	使用運動っていうのがあって、異常時事故Gの使用温度っていうのがあって、
1:10:37	CO転化の温度っていうのがあって設計上の温度はさらにそれに余裕があるのかなと思っていたんですけれど、
1:10:49	8000 材質 7400 から 1450 っていう、
1:10:54	に対して、その排ガスど運動、金属ULとその逆量は、
1:11:00	それ未満なので、
1:11:02	うん。
1:11:04	いいのかなという気はするんですけれど、プラズマ溶融炉もおんなじ材料なんだとすると、
1:11:11	これは、
1:11:12	普通の許容温度を超えているような気がするし、どういう考え方に基づくのかなっていうのがちょっと気になったということです。瞬間的には問題ないっていうことなのかもしれないんですけれど、だったらそれをどう、
1:11:25	見ていたのかとかですね。
1:11:32	その辺がちょっとわからないので、教えていただければと思って質問しました。
1:11:39	はい処理場のヨコボリです。衛藤さんおっしゃる通りの数字で比較すると、非常にこういった形になるんですけれども。
1:11:47	当然その空気の温度ですねガスとか空気、その持つエネルギーとかですね熱量とかそういったところが単純にこの温度比ではないと思っておりますので、
1:12:01	実際的に瞬間的にですね。
1:12:06	この 1600 円になるというのはそこ、ちょっと考えにくい部分はもちろんあるんですけれども設計上考慮されてる値ですので、ちょっとその部分を、もう一度ですね、保管できるような説明を、
1:12:19	すいません、改めてちょっとさせて資料を作ってですねさせていただきたいと思えます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:25	はい設備等ですよろしく願いいたします。
1:12:31	土岐清とシブヤですけども、安全面とかは、インターロックとか安全弁が働くっていうのは、もっとそれ水、これよりもっと弱いところ多分守るためだと思うんですけど、一番。
1:12:43	ちなみに弱いところってのはどこになるんですよ。
1:12:52	はい小城野ヨコボリですけども。
1:12:56	そうですね一番弱い部分。
1:12:59	ていう、これを、
1:13:01	やはり廃棄物を投入するところでは道具というんですかね、そういった部分があるところになるかとは思いますが。
1:13:14	はい。ありがとうございます。
1:13:25	他に何かコメント等ございますでしょうか。
1:13:36	ではちょっと今のイトウの質問のところもう少し詳しく調べていただく、ということで、次の 54 番お願いいたします。
1:13:48	はい賞状ヨコボリです。衛藤都築小峰南波 54 番。機構が所有する無線連絡設備、通信連絡関係のご質問になります。
1:13:56	無線連絡設備について許可制度の観点から設工認申請は必要と考えれば考え方について再度説明することということでいただいております。
1:14:07	こちらですね、簡単にご説明します前回ご説明させていただいたところから、最後のですね、ところだけ無線連絡設備はというところで、
1:14:17	こちらですね自治体との通信で使用するもので、使用の範囲は限定的なものでございますけれども、当然敷地外等の通信連絡設備として設置をしているものでありますので、
1:14:30	こちら申し訳ありませんけれども補正になってしまいますけれども、戸田への通信連絡設備の設置のところですね、こちらは申請をさせていただきたいと。
1:14:41	思います補正で追加をしたいと考えております。
1:14:44	説明は以上になります。
1:14:48	はい。54 番について何かございますでしょうか。
1:14:52	られる。
1:14:56	この前もちょっと聞いたかもしれませんが、この無線連絡設備が主に何頭に設置されてるんでしたでしょうか。
1:15:05	はいこちらの方ですね、無線連絡設備は、我々原価県のですね、正門のところにあります、中央警備室ですね、そちらに設置をしているものになります。
1:15:17	はいありがとうございました。多分始めてきて、
1:15:23	他に何かございますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:30	はい。これは審査会合での質問だったかと思いますが、そのまま審査会合で説明いただくという形になるかと思います。
1:15:40	次 55 番お願いします。
1:15:45	はい賞状ヨコボリで引き続き、この後 55 番ですね、こちらの通信連絡設備でこちら許可のですね設計方針に記載のある、緊急時、構内放送システムについて設工認申請されていますかというご質問です。こちらにつきましては、
1:16:02	NSRRのですね、設工認の中で、先ほどちょっとコメント回答を少し入れておりますけども、衛星携帯電話とか関連はですね、こちらの申請の中で、
1:16:14	この緊急時構内放送システムについても宣誓をして認可を取得しているものになります。以上です。
1:16:20	はい、ありがとうございます。共有ということですけども、何かこの辺のご質問ございます。
1:16:27	吉山ですはい。こちらにつきましてはすいません、私の資料の間違いですけども、この 29 年の、
1:16:37	SRBの設工認で入ってるということは確認しましたので結構です。
1:16:46	はい、ありがとうございました。では、56 番、お願いします。
1:16:54	はい続きまして、コメントNo. 56 番ですね、今回第 1 急変 1 時保管等ですけども、JAではシャッターを常時閉としているのに対し、8 件、障害とか発生廃棄物の保管場所ですね。
1:17:08	こちらの質森口については常時回復をしているとブログを受けない設計としているということでこちらの査定について、保安規定または下部規制による運用との関係を含めて説明することと。
1:17:22	ということで、ところチラーのですね、回答ですけれども。
1:17:28	まず第 9 編ですね固体廃棄物上保管等にかかる、35 条の 2 項ですね、適合の説明においては、
1:17:36	廃棄物の搬入口、構成のシャッターを設置、それ以外に開口部を設けない設計とすると。
1:17:43	シャッターは廃棄物が搬入。
1:17:45	藤井イトウ基盤が利用等、開放する際は、シャッターの開閉前に、
1:17:52	用金属製の容器ですね保管廃棄で保管状況、異常がないことを確認することを保安規定や下部規程に定めることによる汚染が広がらないようにすると。
1:18:02	ということとしてございます。一方ですね 8 年の処理前、大分発生廃棄物保管場所、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:08	に係るですね、1回工務部適合性の説明においてはですね常時開封をする、している扉等を設けないことにより、放射性廃棄物が漏えいしがたい構造とされておりまして、
1:18:23	D-9年ですねシャッターにつきましては、廃棄物の搬出のためへのものがございますけれども、8年の処理前発生廃棄物保管場所、こちらはですね建屋の室内、
1:18:34	保管場所としているものと、
1:18:37	室内にですね、保証を設けて、箱型の保管場所を設置しているものがございますけれども、いずれもですね、通常人が出入りするための扉のことを今回言うておりまして、
1:18:48	その扉をですね常時開放しているためだと設けないということとしております。
1:18:55	様ですね今回放射性廃棄物が漏えいしがたい。こちらに対する適合性についてですね、非常に開放している扉を設けないことは、
1:19:05	いろいろ担保することになりますので、こちらですね保安規定または下部規定に定めることといたしまして、適合性の説明の中でですね、だけになりますけれども。
1:19:17	基準に対応している扉等を設けないことについては原子炉を施設保安規定または下部規定に定め管理することとするということで、こちら説明についてもやっぱり不安きて、下部規定の運用でしっかり管理するということを適合性の説明に追加をさせていただきたいと思っております。
1:19:34	片田以上になります。
1:19:36	はい。教室弁理士どうもありがとうございました。
1:19:41	これはちなみに運用というのは、例えば手を離せば勝手に閉まるような扉にするとかそういうことになるんでしょうか。
1:19:50	大証金の小堀ですが基本、そういった扉になっておりまして、
1:19:57	つけっ放しになることはない。
1:19:59	構造的にもそういったものになっております。
1:20:02	ただそれをですね、運用の中でしっかり開けっ放ししないとかですね、そういった管理をしっかりしていくということ
1:20:11	本教育本部否定なるかと思っておりますけれどもそういったところでしっかり定めていくということになります。
1:20:16	はい、ありがとうございます。
1:20:18	伊藤さん何かコメントございますでしょうか。
1:20:32	特段ないですか引き継いで特段ないですが。
1:20:39	そこは通常の出入り扉だけで、
1:20:43	ということなんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:46	だから、シャッターみたいに一時的に、
1:20:50	開け閉めするもの。
1:20:55	ということではないってことですよね。
1:20:59	そうすると何か
1:21:02	管理ってどんなことをするのかっていうとどういう感じになるんでしょう。何か当たり前のこと過ぎて書くまでもないんだったら、確かにやり過ぎのような気もするし。
1:21:14	具体的にやるべき管理ってあるのかなっていうのを、もう一度聞いてもいいですか。
1:21:22	ちょっと弱ですけどもすいません設備がちょっと不足しておりました。
1:21:29	急変と同じようにですねしまったの一部ですね、ある部屋がありますので、そういったところも含めて里飛田さんおっしゃる通り、なりますのでそういったところは当然作業。
1:21:44	被害は当然閉めるんですけども、そういったことも含めての運用になります。
1:21:51	規制庁伊藤です。
1:21:54	という意味では特段、やり過ぎだとは思ってらっしゃる相木そういうことでよろしいですかね。
1:22:02	はい性廃棄物とかですね処分廃棄物等ちょっと固体廃棄物の一時保管等でまだ廃棄物に時間をもう建屋となっておりますけども処理廃棄物保管場所で、
1:22:18	同じでございますし、我々に設けてるその部屋自体はですね、一部車、部屋の中でやっぱり閉じ込めるっていう観点を考えればですね。
1:22:29	シャッターもありますので、同様の措置が必要というふうに考えております。
1:22:35	規制庁伊藤です。あと、条件としては同じであろうと判断されたということですね。
1:22:42	と理解しました。はい。ありがとうございます。
1:22:46	はい。他に何かございますでしょうか。
1:22:52	では、57 番お願いします。
1:22:57	はい。
1:22:58	放射線案件症状SOS通り案についてご説明させていただきます。
1:23:04	給付の一条菅藤井沢計算について直接単線の計算コードが記載されていますが、別会社間瀬計算コードについてに追記することということに、
1:23:15	回答といたしましては、評価の説明のところにはスカイシャイン案松江の計算コード金さん 31 日にあるを追記するものとなっております。
1:23:24	実際の記載としましては、
1:23:27	インポートに評価のところがございますように直接ガンマ線、
1:23:31	非常に評価となっております写生業務従事者、それから管理区域境界につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:37	金曜日、CDPMRと、
1:23:41	用いまして、直接が松塚石山線両方を評価する人の居住の可能性のある敷地境界外における性能率についてはQADの他にですね、桐沢dpiを用いて計算を行ったといったように追加することを考えてございます。
1:23:58	こちらの資料については以上でございます。
1:24:01	はい、規制庁シブヤですどうもありがとうございました。実際許可と同じように、計算をされているということが確認できましたが、何かコメントございますでしょうか。
1:24:20	はい、評価時間とともかもこれよろしいでしょうか。
1:24:33	はい。では次、58 番お願いいたします。
1:24:37	はい。
1:24:39	部署作業所長半数を続けてコメント、58 番についてご説明させていただきます。まずこの議題ですが、19 人の教授の可能性のある敷地境界外の線量評価につきまして、
1:24:51	処理場の周辺施設からの影響を含めた最大の合算値に評価することと、また、許可書に添付資料 9、添付書類 9 で評価しております玄海厳格施設の専用が産地との関係性を説明することといったものがございます。
1:25:07	まず回答といたしまして、1 時間等における敷地境界はの生命評価については、位置図 2 で示しております評価点 P7 で評価を行っているということで、次のページでございますが、
1:25:20	随時設工認で載せている、載せる予定の数となっております図 2 の方ですね、答え一時保管廃棄物事業環境から南西方向ですね、こちら斤敷地境界中音響主要監視境界は、
1:25:35	交わる位置となっております幸喜さんの一連の評価を行っているものでございます。
1:25:41	四番目に戻りまして、
1:25:43	こちらの評価というのは一条関東から南西側に 670 メーター離れた位置となっております、
1:25:49	直近の人の居住の可能性ある敷地境界を起点としております。
1:25:54	この 1 点ですが、すでに審査会をですね、第 133 回の審査会合において、
1:26:01	アスファルト固化装置のページの際にですね、説明させている資料の中でですね処理場地区の保管廃棄施設、こちら廃棄物保管場所を含むものでございますが、
1:26:14	そちらからの直接ガンマ線とスカイシャインガンマ線の評価点というのを、すでにご説明させていただいておりますこちらには都築さんの方なので、
1:26:24	ページとしましては、
1:26:27	こちらですね、やっぱ事業に評価点。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:32	金だなどいうところに対して正常の各施設からのですね、合算値を出しているもの でございます。
1:26:40	ただですね、政治の中で沖田地区と言われている地点、こちら随分離れた地点に なっておりますのでこちらについては、同地点ではなく評価点P町として、国道 240 号線上の評価点を示しているものがございます。
1:26:54	この評価を行っておりますと、
1:26:58	その結果ですが表に示しております、
1:27:03	Q1 ということで管廃棄施設ですね、相談室編集委員施設につきましては、誤開施 設に対してインベントリが少ないことから、他の施設を代表として示しております それに廃棄物を変えましょう。
1:27:19	加えた形に評価したものでございます。今回こちらに来た廃棄物一時保管と赤字 で示しておりますが、
1:27:26	直接線 4.7 を掛ける。
1:27:31	マイナス 6 乗ソフト扱い者江川間瀬につきましては 3.37×10^{-70} マイクログルー プということで示しておると。
1:27:41	こちらを仮に加えた場合でございますが年間の空間線量率の合計値、現在 4.73 マイクログラムた年となっておりますが従来は 4.69 ということで微増するものの、
1:27:54	大して影響を与えるものではないということを確認しているものでございます。
1:27:59	によりまして、
1:28:05	代表的に合算したとしても約マイクログレイパー年ということでこちらコバルト 60 で、
1:28:12	単体での評価となっておりますので、シーベルトに関しても約 5mSvパー年とい うこととなっているものでございます。
1:28:21	所管にパラメーでございますが、炉設置許可の添付 9 におきまして、
1:28:26	どうか県の各原子炉施設の評価を行っておりますが、実態として、評価に処理場 における直接 γ 線使い循環発生の評価の合算値が含まれているとなっております。
1:28:39	また、研究の中にこの各原子炉施設から放出される喜多技術的大気物納車性物 質による一般公衆の実効線量約 11 マイクロ部シーベルトパー年と。
1:28:50	示しており、また確認物質使用施設。
1:28:54	ですねそちらから、起因します期待廃棄物による実効性に $1-129\text{uSv}$ こちら民間 ですねそれから直接線スカイシャインはません。
1:29:05	実行性が約 28mSvパー年となっております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:11	これは評価点はそれぞれ異なるものこちらに対して、放射性廃棄物処理場の辺りですね先ほどの表で示させていただきました評価点P7 とぴあ 1 処理場地区時田地区の両方に、
1:29:25	数値合算した場合でも幸いにも、188 ロシーベルト%0 となるものでございますので、
1:29:32	遊佐周辺監視区域外の線量着者でありますA1c米等に対しても十分小さいものとなるものでございます。
1:29:41	こちらについての説明は以上となります。
1:29:44	はい。コメント 58 について、何か質問コメント等ございますでしょうか。
1:29:52	規制庁吉浦ですけど最後の今カーソルが置いてあるところ最大で約 88 マイクロシーベルトパーイヤーであって、元法令で定める周辺監視区域の線量限度 1 ミリシーベルトパーイヤーと比べても十分小さいという評価になってるんですけども。
1:30:09	告示の値はそうなんですけども、調査の方で約束した熱田伊井の方が、50 マイクログレイ。
1:30:20	年間月値があるので、この 88 マイクロ組あたりをパツと出すというところもあるんですけども、それはいかがでしょうか。
1:30:37	いや。
1:30:43	原発の方針 14 ですね。
1:30:49	計資料確認させていただきます少々お待ちください。はい。
1:30:54	玉野規制庁イトウですけども、困る割り別に我々困らなくて困るというか、
1:31:01	許可で、50 マイクログレイパー一年。
1:31:07	美馬にする。
1:31:09	言ってることを処理場として、どうそれと整合するように説明しようと思っているんですか。
1:31:19	それとの関係で今回説明している内容はどうなんですかっていうことを多分伺いたいんですよね。そうですね。はい。はい。
1:31:29	はい。
1:31:59	写真廃棄物処理場のスドウです。おそらく許可の、設計方針のところを示した係数値のことですかね年間 50 マイクログレイ以下。
1:32:12	そういう限りまして、こちら納入教科書ということで阿部稔施設からの合算。
1:32:19	五名と考えてございます。
1:32:21	よって、11 万くろしと 2、
1:32:29	922 ですね、私ども約 31mSv%報道ベースを 1 億の 50mSv。
1:32:36	50 万ぐらいですね失礼しましたいいかというのが満足しているものと考えているものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:43	ちょっとわかんなかったんですけども、貸し方が違うってそういうことでしょうか。規制庁シブヤですけども。
1:32:53	次、はい。長谷作業所長城野スドウです。こちらの最終的に 88 人 9 を、
1:32:59	シーベルトパー年というのは確認の実施を施設及び通知に合冊という部分でございまして、原子炉施設の方であればそこまで待つればよいという意見もございまして。
1:33:12	なるほど、原子、核燃料施設を足して 88 ということですか。
1:33:23	そういう、そういう理解でいいましたっけ。
1:33:26	わかりました。
1:33:27	はい。ご説明ありがとうございました。48.1 以降ですけども、
1:33:37	多分せ、説明のスタンスとしては、こっちに取捨選択を求めるのではなくてですね。
1:33:44	処理場として、許可と整合するには、どういう設計詳細設計であるべきなのかとか、基準的をするためにはどう、詳細設計をしているのかっていう説明をしていただきたいなと思っていて。
1:33:59	なので使用施設も合算したらこうなってるんですけどって言われると、だから、どう、結局どうなんですかっていう言い方しかできないと思うんですよ。
1:34:09	許可とそれだとちょっと整合していないじゃないですか、適合していませんよね。それが結論だったらってなっちゃうので。
1:34:23	どういう考えでもって、試験炉の技術基準に適合するための結論としては、こういう評価で基準を満足してるんです。
1:34:35	ていうのを示していただきたいんですけども。
1:34:50	瀬崎に集中定数ベース、失礼しますあくまで点は合算値宛の核物質使用施設の合算したといった形でご説明させていただきましたが、
1:35:02	実際の運用強化と氏名とすいません原発の記載としましてはあくまで原子力艦研究所内の関連事業施設間線量を含めということでしたので、
1:35:13	そういったスタンスでも、
1:35:15	資料に修正させていただきます。
1:35:19	その内容ですとその処理場の許可と、どうもその考え方が整合するということですかね。
1:35:27	笹井理事長上訴、そうです失礼しました設計方針としましてあくまで保管原子炉施設からの線量も含めということで、現地の施設。
1:35:37	カラム合算。
1:35:40	落ちた上間権田のですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:42	廣瀬き教えをするといったものでございます。赤川添付資料 9 については各ノーズ施設等合算した数字に載せておりましてそれを考慮したとしてもその、
1:35:54	ごめんなさい、五名的に説明したかというのがよかったかもしれませんが、そういうふうには修正させていただきます。
1:36:03	規制庁伊藤です。承知いたしました。
1:36:09	はい。他に何かございますでしょうか。
1:36:19	ちょっと審査の話ではないんですけども、ちょっと見学に行かせていただく時の話で、この評価点 7 っていうのは、簡単に見に行けるような場所なんでしょうか。
1:36:44	秋野重松です。確認させていただきます人が歩く位置にある他どうかは、
1:36:53	ちょっと。
1:36:54	折り返し連絡させていただきます。
1:36:57	わかりました。
1:37:04	他に何かございますでしょうか。
1:37:14	あと通年ある地図が出ているところで、これもちょっとすいません審査と関係ないんですけども、化学消防車っていうのはこの地図で言うとどこにいるんでしょうか普段は。
1:37:39	和氣石松を少々お待ちください。
1:37:43	違う。
1:37:51	現在 3M 書かれている辺りですね。はい。わかりましたありがとうございます。
1:38:01	はいすいませんは話が脱線しましたが、はい。γ線スカイシャインについて何かございますでしょうか。
1:38:16	はい。では 58 番お願いします。
1:38:24	終了分ですけども、今、今の回答が 58 番でして、前回、
1:38:29	さきにご説明をということでご説明した内容ですので、
1:38:34	この後は今回お送りしたですね、
1:38:39	新たな質問、59 番はですね人の不法侵入ですね、失礼しました。
1:38:52	はいじゃあ引き続きで所長の横堀ですけども、こちら、
1:38:57	技術基準第九条、人の不法な侵入の要求に対して、
1:39:01	核物質防護施設について防護規定に従って対応しているとするならば本来は許可にその旨記載すべきであるということで、
1:39:10	許可に記載がない以上を設工認申請書で明確にすべきということで処理場のリスク等も踏まえて考え方を検討することということで、
1:39:19	そちらの回答になります。
1:39:21	まず処理場においてはですね、核物質防護を対象のですね、特定核燃料物質を一定量以上、これ区分 3 の制限を超えないよう管理しておりますけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:32	所管している施設がありまして、これらの施設は区分3として管理を行っており、
1:39:39	原子、ブローカー研究所の原子炉施設核物質防護規定に基づき出入り管理施設錠管理等を実施してございます。
1:39:47	イトウですね、特定核燃料物質を保管することがない施設ですね、これは貯蔵量が区分3、
1:39:54	委員会等しない施設を含みますけども、
1:39:57	については保安規定の方で基づき出入り管理及び鍵の管理等を実施しているというものでございます。
1:40:04	本件ですね。許可書の本文またはですね添付書類8共通編において、
1:40:11	核物質防護規定に基づき、防護措置を講じる旨の記載が本件ございません。ので設工認申請書でその旨明確にして、
1:40:20	に適合性を担保する必要がございます。それから処理場につきましてはほとんど施設がですね、安全機能の重要度分類のクラス3の施設でありまして、リスクが小さいということもありますので、
1:40:33	設工認申請書の添付書類2の別紙ですね、整理表をですけれども、
1:40:39	こちらにおいてですね。
1:40:42	その旨をしっかり決めきするという確認。防護規定及び保安規定に基づきですね、
1:40:50	人の不法な侵入防止に係る管理を実施する旨を、
1:40:54	明記しまして補正申請したいと考えております。
1:40:58	一部、整理表の抜粋のところでございますけれども、建屋のところをですね、に、こちら印を追記しまして、
1:41:09	注記のところにですね、放射性廃棄物処理場における人の不法な侵入等の防止のために講ずる措置は原子力科学研究所の原子炉施設、核物質防護機系及び、
1:41:22	保安規定、その下部期限も含むということでこちらに基づき管理するというのを、
1:41:28	こちらに明記をさせていただいて、対応したいというふうに考えております。
1:41:35	こちらの説明については以上です。
1:41:38	はい。ご説明ありがとうございました。
1:41:41	荒川さんコメントございますでしょうか。
1:41:50	はい特にないですよ。
1:41:52	はい、ありがとうございました。伊藤さん何かコメントございますでしょうか。
1:41:57	はいちょっと何点か教えてください。
1:42:02	規制庁イトウですけれども。
1:42:07	全科いいの。この指摘自体は、
1:42:14	許可の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:17	申請の中で、
1:42:20	某侵入防止、
1:42:23	運用だけでやるんですっていうことは、
1:42:27	書かれているんだったら、設工認申請。
1:42:31	他の方が 11 時、とですね、11 条かな。
1:42:36	課長本文。
1:42:38	記載が不要だと理解できるけれども、
1:42:42	そうでないなら、設工認段階で、本文で適合性の中で、運用の上でやるっていうことを、方針を述べるべきではないのかっていう指摘がされたんだと理解をしていたんですけれどもちょっとそこ何か。
1:42:56	宗はある気がするんですが。
1:43:00	というのが、になっている 1 点なんです。
1:43:04	はい症状ヨコボリですけども前回、そうですねそういった中で我々としてもですね粗相の場合はやはり補正も必要になるということでただ補正というかですね。
1:43:16	現状の旧の設工認申請には、
1:43:19	そこを追記できるような編がない状況でして、明確にするためにはですね、新たな設工認その中といいますか。
1:43:29	そういったものを新たにこの部分だけを特化して申請する必要があるということで別途ご相談をさせていただきたいという旨を、
1:43:36	回答もさせていただいたわけなんですけれども、その中で、また、書類上のリスク等も考慮をしてですね、そういった整理表の中に、
1:43:47	記載するということも考え方としてはあるんじゃないかということで、アドバイスとか助言をいただきましたので、それらも踏まえて、再整理をさせていただいて、今回回答させていただいていると、そういった経緯でございます。
1:44:01	そういう間のやりとりを踏まえてということですか。
1:44:07	ちなみに 2、ちょっと頭の体操で確認したいんですけれども。
1:44:13	衛藤規制庁イトウですが、今二重マル、とか、丸野、3 角の整理をされていると、引き続きされていると思うんですけれども。
1:44:26	二重丸ではなくて、生まれないんじゃないかっていう整理がされるものが、あった場合にどう対応される予定なんでしょう。
1:44:36	例えばこれとおんなじ話だと思うんですけれど。
1:44:43	処理場のヨコボリですけど現場をですね、整理をしてる中で、このそうですし、あと例えばですね、
1:44:55	通信連絡設備の無線、先ほどの無線連絡設備とかですね、そういった部分。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:00	とか少し変更になる部分がございますけども、現状我々の方の整理、再確認をしてからですねやっている中では、新たにですね、この丸が増える、もしくはその増えても、今回、設工認その9の補正の範囲で、
1:45:17	対応できるもの。
1:45:19	のみでございますそれ以外に、変わるようなものはない状況です。
1:45:27	規制庁伊藤です。
1:45:31	周辺そういう認識でよかったんですか、だけそれとも質問は投げているけれどもその回答はもらってないという形なんでしたっけ。
1:45:44	元等全体的な話ですか。
1:45:47	そうですねそうですね。
1:45:55	そうですね回答中になっているものもあるかと思っておりますけども。
1:45:59	それを含めて、表の完成の時に改めて、
1:46:04	ご説明いただくのかなと思ってます。
1:46:09	だからこの条文は本当にニジュウマルでいいんですかっていう疑問を投げかけているものがあって、それについてはまた明確に回答はいただいていないというのでこちらは
1:46:24	結論は聞いてないって言うそう言ったんですか。それでは新沼についてはとりあえず過去のすみません、ニジュウマルについては過去の設工認資料等をすべて
1:46:35	こちらで確認させていただいて、何とか拡大解釈っていうか、そういうものは
1:46:43	内部結論
1:46:46	決算。
1:46:48	それは、7月ぐらいの段階で、1回整理いただいたものを拝見していて、
1:46:57	さらに、技術基準に照らし、現行の技術基準に照らして、
1:47:05	過不足がないのかっていう投げかけをすることになっていたと思っていてその回答も来ていて、なお24ガルで問題ないねっていう結論なってるっていうことでしたっけ、すみませんこっちの中での確認。
1:47:20	下部測定点では
1:47:25	例えば地耐力の書き方とか、忘れが、杭の本数というような書き方になってたりして、直ちには、
1:47:37	今回我々が見ているものと、
1:47:39	同じかどうかわかんないってこともあったんですけども、それについては追加的に資料を出していただいて、確認ができたという。
1:47:48	はい。位置付けになっております。
1:47:52	そういうことですね。だから二重マルからマルに変えるものは、
1:47:57	ないであろうという感触はえているということですか。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:02	わかりました。後はすいません規制庁伊藤ですけど、そうですねちょっと内輪の話 なっちゃいますけど多田審議官変わってますので改めて金城さんに
1:48:14	二重丸の件についてのご説明は必要かなというふうに考えてます。
1:48:19	わかりました。ありがとうございます。
1:48:22	はい。そういう意味では新しくその辺を立てるとか申請をするみたいな話は、現状 発生していないんだという理解しました。そうすると、そうですねこういうことす か。
1:48:39	じゃあすいません最後 1 点だけ三つ目のパラで、
1:48:45	ほとんどの施設が安全機能の重要度クラス 3 の施設でリスクが小さいっていうこ とと、
1:48:54	PP規定保安規定のを、
1:48:58	運用の規制だけでやるっていうことは関係性がある関係があるんでしたっけ。
1:49:07	はい処理場のヨコボリですけども、法令上のとかですねそういった明確な関係性 というのは、
1:49:15	ないかと思いますが、当然そのリスクに応じた考え方の等々ですね、やはり
1:49:25	クラス分類の 2 とかですね、非常にそういったリスクが高いような施設とは全くちよ っと違いますので、
1:49:32	そういったリスクを考慮しまして、核物質防護に係るところもですね、我々の方は 区分 1 から区分 3 と物質防護上ありますけどもそちらも、
1:49:43	一番低い区分 3 で完了しているようなところでもございますので、そういったリス クを考慮してですね、今回このような形で整理をして運用で鍵管理とかですね出入 り管理を行うということに、
1:49:58	したいということで考えております。
1:50:03	規制庁伊藤です。すみませんもうちょっとはつきり言うと、処理場バツテンの次のほ とんど、
1:50:13	いうところから小さいことからまではなくてもいいんじゃないかと思ってまして。
1:50:18	降格等、リスクが高いものについては、設工認でハード対応をちゃんと登録する っていうふうにも読めるけれど多分あの、
1:50:28	機構全体でそんな整理しているわけでもないんでしょうから、だったらこの一部は ない方が語弊がないんじゃないかと思いました。
1:50:36	以上です。はい、正田でございおっしゃる通りですねそこはちょっと削除させていた だきたいと思います。ありがとうございます。
1:50:47	はいすいません。井戸糸井城です。
1:50:50	はいありがとうございます。
1:50:55	失礼しました、ちゃんちゃんマネージャ他 2 時間。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:01	認識にしたんですか。
1:51:02	28 時半。はい。
1:51:07	齋藤。もう 1 回やりますか。
1:51:11	ないですよ。
1:51:14	ですね敗訴側にちょっと時間になってしまいましたので、すら、さらにまた次回ということで合わせていただきたいと思います。60 番については、
1:51:26	現状を出していただいている資料で結構ですのでこれをそのまま審査会、次の審査会合でご説明ください。次回の審査会合 11 月 3 日ということで管理のご連絡させていただきましても、3 日 2 時間枠がちよっと取れなさそうですので今 14 日の。
1:51:44	午前 10 時から 12G で今ちよっと再調整をかけております。
1:51:49	はい。というところです。
1:51:51	他に何かございますでしょうか。
1:51:56	すみませんまた次回、次回ンス栄を直していただいたところとかお伺いしたいと思いますけれども、処理場から何かございますでしょうか。
1:52:08	はい症状のヨコボリですけれども。
1:52:11	意見ありがとうございます次回の市議会委員会ちよっと質問の回答に少し時間を要してしまいましたて申し訳ありませんでした。次回またちよっとヒアリングで、
1:52:22	今回説明予定のですね、数の重要なポイントになるようなところを伊勢委員の選定とかですね、あと火災のところも含めて、
1:52:32	改めてお送りした資料を基にですね、また次回のヒアリングでしっかりご説明させていただきますと思います。症状からは以上です。はい、ありがとうございます。代議員火災ガイドの、
1:52:44	応対とかですね詳しく説明いただきましてありがとうございました、だんだん状況が見えてきたような感じがしてきましたので、
1:52:54	また、安加来を通じて日程調整させていただきます。
1:53:00	はい。案下から何かございますでしょうか。
1:53:06	アンカーゴムの希望です特にございません。はい。あと、また日程のご連絡いたしますので調整よろしくお願ひします。
1:53:15	はいよろしくお願ひいたします。はい。では本日のヒアリング、これで終了いたします。お疲れ様でした。どうもありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。